

フィリピン糖業の構造的特質 (I)

—— アメリカ植民地時代末期の生産形態 ——

なが の よし こ
永 野 善 子

はじめに

I 割当制度の施行形態

II 製糖工場の支配形態と分糖法の意義

(以上、本号)

III アジェンダの所有=経営形態

——ルソン島とネグロス島の比較——

むすびにかえて

(以上、第21巻11号)

はじめに

糖業は、戦後独立後のフィリピン経済の発展に対し、代表的輸出産業の一つとしてきわめて重要な役割を果たしてきた。1960年代後半に始まる外資導入型工業政策下において、新たな輸出産業が開発されるようになって、糖業は依然として、ココナツ産業と並んで主要な外貨獲得源であった。このように糖業がフィリピンの基幹的輸出産業部門となり得た理由は、アメリカが戦前1934年から施行した割当制度 (quota system)^(注1) が戦後においても継続され、フィリピンがアメリカを専一的な砂糖輸出市場としてきたことに求められる。ところが割当制度は、導入後40年を経た1974年の時点で廃止され、この結果フィリピンは、突如として対米輸出の支柱を喪失したのである。割当制度廃止後もフィリピンの対米砂糖輸出は続いたが、その輸出量は毎年一定しないばかりか、日本あるいはソ連・中国等の社会主義圏への輸出も、折からの世界的砂糖過剰供給のなかではかばかし

く進展しなかった。こうして、かつての代表的輸出産業たる糖業は、1970年代後半に危機的な輸出不振状況に陥り、その生産諸部門は深刻な不況に見舞われたのである^(注2)。

本稿は、割当制度廃止後に現われた、フィリピン糖業の構造矛盾の歴史的根源を明らかにするための一つの試みである。割当制度は、1934年砂糖法 (Sugar Act of 1934) によってはじめて導入され、その後1937年砂糖法 (Sugar Act of 1937) によって修正を受けた。両砂糖法に基づきフィリピンは、1930年代後半に毎年100万ショート・トン前後 (粗糖換算)^(注3) の対米輸出割当を付与され、戦後独立後も1948年砂糖法 (Sugar Act of 1948) のもとで戦前とほぼ同量の対米輸出割当を与えられた。ところが1962年のキューバ危機を契機として1948年砂糖法が改正され、フィリピンの対米輸出割当量は年々増加し、割当制度廃止直前の1973/74作物年度には160万ショート・トンに達したのである。このように、1934年に導入された割当制度は、戦後独立後1970年代前半までのフィリピンの対米砂糖輸出の規定的要因であった。

しかし、本稿の主題との関連で指摘すべきより重要な点は、割当制度がフィリピン糖業の生産形態の基本的構造を規定したことにある。アメリカ植民地統治下のフィリピンでは、互惠的自由貿易のもとで1910年代末から1920年代にかけて次々と近代的製糖工場 (centrals) が設立された。製糖工

場新設にあたり重要な役割を担ったのは、アメリカ系資本はもとより、「民族系資本」——フィリピン系および土着化したスペイン系資本——であった。他方、製糖部門の近代化に触発されて甘蔗栽培部門も徐々に発展した。ただし、フィリピンではスペイン植民地時代末期の19世紀後半に輸出産業としての糖業が勃興しており、1920年代の甘蔗栽培部門の支配的生産形態は、19世紀後半に形成されたアシエンダ(注4)(*hacienda*—大土地所有=農園)における地主・小作経営もしくは賃労働雇用経営であった。1934年に割当制度が導入された結果、「民族系」資本の支配が濃厚な製糖部門とアシエンダを基軸とする甘蔗栽培部門から成る、フィリピン糖業の生産形態の基本的構造は、1930年代後半はもちろん、戦後においても質的変化を遂げることなくそのまま残存・化石化した。1962年のキューバ危機を契機とする対米輸出割当量の増加以後も生産形態の根本的変容は生じなかったのである。

したがって、1930年代後半におけるフィリピン糖業の生産形態の基本的構造を考察することは、1974年以後に現われた同国糖業の諸問題に対し歴史的意味づけを行なうことになる。筆者はここに、1970年代後半のフィリピン糖業の動向を射程に入れつつ、生産形態を基軸として、アメリカ植民地時代末期(注5)のフィリピン糖業の構造的特質を析出する現代的意義を見出すのである。

以下、本稿では、第I節でアメリカ砂糖政策を背景として、フィリピンにおける割当制度の施行形態を概観する。第II節では、製糖工場の支配形態を「民族系」資本の製糖部門における役割を中心に考察し、さらに製糖工場の原料獲得形態の特質を把握する。次いで第III節では、甘蔗農場の経営形態の考察としてとくにアシエンダを取り上

げ、ルソン島で支配的に存在した地主・小作経営とネグロス島の賃労働雇用経営とを対比させながら論じる。

(注1) 割当制度とは、砂糖法(戦前は1934、37年、戦後は1948年——ただし1951、56、60、61、62、65、71年に改正——に制定)に基づいて、アメリカ国内(ハワイを含む)の生産割当と諸外国(キューバ、フィリピン等)の対米輸出割当を規定した制度。

(注2) 詳しくは、拙稿「フィリピン糖業の動向と諸問題、1974~78年」(『アジア経済』第20巻第4号 1979年4月)101~111ページ。Nagano, Y., *The Philippine Sugar Industry in An Export-Oriented Economy: A Thorny Road to Modernization*, The Philippines in the Third World Papers Series No. 12, Sept. 1978 (mimeo.), pp. 25-39.

(注3) 本稿ではとくに断わらない限り、砂糖重量は粗糖換算で示す。

(注4) 「アシエンダ」は元来、財産・資産を意味するスペイン語である。ただし、フィリピンや中南米の旧スペイン領植民地においては、土地所有と農場経営の二つの概念を合体させ、一般に大土地所有=農園を示す用語として用いられる。

(注5) 広義の意味でアメリカ植民地時代とは、1898年12月のパリ条約によってフィリピン領有権がスペインからアメリカに移譲してから、1946年7月にフィリピンがアメリカから独立するまでの約50年の期間をさす。しかし、アメリカのフィリピン領有直後の米比戦争期(1899年2月~1902年7月)、並びに1942年1月から1945年9月までの日本占領期には、実質的にアメリカの支配統治がフィリピンに及ばなかったことを念頭に置くと、狭義のアメリカ植民地時代の時期区分は、1902年7月から1942年1月までとなる。本稿で考察の対象とするアメリカ植民地時代末期とは、具体的には、10年後の独立を期して発足したフィリピン・コモンウェルス(Philippine Commonwealth)政府——独立準備政府——期(1935年11月~1942年1月)を意味するものである。池端雪浦・生田滋『東南アジア現代史II フィリピン・マレーシア・シンガポール』山川出版社 1977年 66~140ページを参照。

I 割当制度の施行形態

1934年にアメリカが導入した割当制度は、同国が20世紀初頭に確立した、関税制度を基軸とする砂糖政策を大幅に修正するものであった(注1)。本節では、アメリカ砂糖政策の変遷のなかに割当制度を位置づけ、フィリピンにおける割当制度の施行形態を考察する。

1. 割当制度施行の背景

関税制度を基軸とするアメリカの砂糖政策が確立したのは、1898年の米西戦争直後のことである。アメリカはこの時期、1880年代末に成立した糖業独占資本(注2)が必要とする原料(粗糖)を島嶼地域(insular area)——ハワイ、プエルト・リコ、フィリピン——やキューバから輸入し、同時にアメリカ本土の甘蔗糖・甜菜糖業者を保護するための関税政策を打ち出した(注3)。この結果、第1表に示さ

れるように、20世紀初頭にアメリカ砂糖市場で最も大きな位置を占めていた一般諸外国からの輸入は、1920年代後半までにはほぼ消滅した。これに対し、キューバからの輸入は、20世紀初頭から1920年代にかけて著しい伸びをみせ、また本土の生産や島嶼地域からの輸入量も増加していった。こうして、アメリカは、1920年代後半にキューバと島嶼地域からの輸入と本土の生産のみで、本土の砂糖需要を完全に満たすことができるようになったのである。

ところが、1929年の大恐慌を契機に、従来の関税を基軸とする砂糖政策は円滑に機能しなくなった。それは以下の理由による。すなわち、島嶼地域が無関税輸出の恩恵を受けていたのに対し、キューバ糖は輸入関税の一部を免除されていたにすぎなかった。そのため、本土の砂糖生産保護を目的として行なわれた関税引き上げが、折からの糖

第1表 アメリカ砂糖供給市場の推移(1900~41年)

(単位: 1000ショート・トン, カッコ内%)

年 度	アメリカ本土	ハ ワ イ	プエルト・リコ	フィリピン	キューバ	その他諸外国*	合 計
1900	404 (16.7)	252 (10.4)	36 (1.5)	25 (1.0)	353 (14.6)	1,343 (55.7)	2,413 (100.0)
1905	725 (23.2)	416 (13.3)	136 (4.4)	39 (1.3)	1,029 (33.0)	773 (24.8)	3,118 (100.0)
1910	901 (23.8)	555 (14.6)	285 (7.5)	88 (2.3)	1,755 (46.3)	205 (5.4)	3,789 (100.0)
1915	1,074 (22.7)	640 (13.6)	294 (6.2)	163 (3.5)	2,392 (50.7)	155 (3.3)	4,718 (100.0)
1920	1,341 (21.2)	550 (8.7)	413 (6.5)	146 (2.3)	2,881 (45.5)	993 (15.7)	6,337 (100.0)
1925	1,120 (16.2)	755 (10.9)	600 (8.7)	493 (7.1)	3,923 (56.6)	33 (0.5)	6,934 (100.0)
1930	1,508 (22.5)	868 (13.0)	809 (12.1)	794 (11.9)	2,645 (39.6)	53 (0.8)	6,683 (100.0)
1935	1,797 (28.6)	927 (14.8)	793 (12.6)	917 (14.6)	1,830 (29.2)	11 (0.2)	6,277 (100.0)
1937	1,736 (21.6)	985 (14.4)	896 (13.1)	991 (14.4)	2,155 (31.4)	89 (1.3)	6,860 (100.0)
1939	2,396 (20.9)	966 (13.0)	1,126 (15.1)	980 (13.1)	1,930 (25.9)	62 (0.8)	7,466 (100.0)
1941	2,363 (16.4)	903 (11.3)	993 (12.4)	885 (11.1)	2,700 (33.7)	190 (2.4)	8,009 (100.0)

(出所) Turner, J. T., *Marketing of Sugar*, Homewood Ill., Richard D. Irwin, 1955, Table 55 より作成。

(注) * ヴァージン諸島を除く(同諸島は1917年から島嶼地域に含まれる)。1917~41年の同諸島の供給比率は0.1~0.2%。

価下落と相まって、キューバ糖のアメリカ砂糖市場への参入を著しく困難にしたからである。第1表によると、1920年代にアメリカ砂糖市場で50～60%の比率を占めていたキューバ糖は、1930年代にその比率を30%前後にまで低下させてしまった。当時、アメリカ系銀行資本・巨大資本はキューバ糖業を実質上支配していたので(注4)、キューバの糖業不況は、アメリカにとってきわめて重要な政治的・経済的課題であった。こうして1929年の大恐慌後にアメリカは、本土の砂糖生産保護とキューバ糖に対するアメリカの経済的権益の確保を両立させるといふ、政治的・経済的課題を負うことになった。この政治的・経済的課題を解決したのが、割当制度である。

割当制度は、1934年砂糖法、通称ジョーンズ・コストイガン法 (Jones-Costigan Act) によってはじめて導入された(注5)。同法はアメリカ本土の砂糖消費量を645万2000ショート・トンと推計し、アメリカ本土に181万ショート・トンを優先的に割り当て、残余分を1927～33年の代表的3カ年の対米輸出量を基礎として各砂糖供給国に配分したものである。その後、同法は1937年砂糖法によって改正され、これによって、アメリカ本土の砂糖消費量のうち、「国内」(本土の他、ハワイ、プエルトリコ、ヴァージン諸島)に対し55.59%、「国外」(キューバ、フィリピン、その他)に対し44.41%が割り当てられることになった(注6)。こうしてアメリカ砂糖政策において、アメリカ本土・ハワイその他の対米砂糖輸出国に対し生産・輸出割当を付与する割当制度が確立し、従来の関税制度はその補完的部分に転化したのである。

ところで、1930年代後半のフィリピン糖の対米輸出は、もう一つの法律によって規定された。1934年にアメリカ議会によって制定されたタイデ

第2表 フィリピン対米輸出割当量 (1934～41年)

(単位: 1000ショート・トン)

年 度	最終修正 割 当 量	不 足 分 再 割 当 ¹⁾	有 効 割 当 量	
			総 量	直接消費糖
1934	1,005	—	1,006	71
1935	982	—	982	98
1936	1,099	98	1,001	63
1937	1,085	87	998	68
1938	1,045	54	991	66
1939	1,041	59	982	76
1940	982	—	982	60
1941	1,118	405	983	56 ²⁾

(出所) Office of the President, *American-Philippine Trade Relations, Report to the Technical Committee to the President of the Philippines*, Washington, 1944, p. 62.

(注) 1) フィリピンの対米輸出不足分をその他供給地域、諸国に再割当された量。

2) 1941年11月まで。

ィングス・マクダフィ法 (Tydings-McDuffie Act) が、これである。1929年の大恐慌は、アメリカをして対フィリピン砂糖政策を変更せしめたばかりでなく、米比間の政治・経済関係全般の調整を余儀なくさせ、同法の制定にいたった。同法の基本的内容は、10年間の独立準備期の後にフィリピンに独立を付与する一方、フィリピン農産物輸出に対し一定の枠を設定することにあつた。同法によってフィリピン糖の無関税輸出量は、1935～40年に粗糖80万ロング・トン、精製糖5万ロング・トンに制限され、これを超える輸出に対しては、一般外国糖と同様に関税が賦課されることになった(注7)。かくしてフィリピンは、1930年代後半に毎年100万ショート・トン前後の輸出割当を付与されたが(第2表)、実際の対米輸出量は、タイディングス・マクダフィ法で規定された無関税輸出量の枠を超えることはなかったのである(注8)。

これは、1920年代に特惠的無関税輸出制度のもとで対米輸出量を増加させたフィリピン糖業が、その対米従属的パターンを1930年代後半の割当制

度下において、そのまま継承したことを意味する。フィリピンが割当制度廃止後に新たな市場を創出することができなかった背景には、世界的な砂糖の過剰生産はもとより、フィリピン糖業の輸出構造にみられる対米従属性があったのである。以上、割当制度の導入がフィリピン糖業の輸出構造に与えた影響について簡単に述べた。次に、生産割当の実施形態を考察し、1930年代後半のフィリピン糖業の生産形態の特質を概観する。

2. 生産割当の実態

前述のように、アメリカは本土の砂糖生産地域とハワイやその他の対米砂糖輸出国に対しそれぞれ毎年一定の生産・輸出割当を付与したが、それはアメリカ農務省の統制・管轄によるものであった。フィリピンでは、アメリカ農務省の統制・管轄下に割当統制機関が設置された^(注9)。フィリピン政府の割当統制機関の任務は、第1に、全国各地の製糖工場と甘蔗農場を対象とする大規模な調査の実施であり(1934~35年)、第2に、調査結果に基づいて対米輸出割当——粗糖(A糖)と精製糖(AA糖)——、国内消費割当(B糖)、備蓄割当(C糖)を国内生産者に配分することであった^(注10)、同機関は、まず製糖地区(mill district)——一つの製糖工場と同工場に甘蔗を供給する数十から数百の甘蔗農場で構成される、行政上の生産単位^(注11)——を設定し、各製糖地区の生産割当は、製糖工場・甘蔗農場レベル、さらに農場が借地契約下にある場合は借地農場レベルにいたる、何段階をも経て決定された^(注12)。ここで割当量決定基準について詳述することはできないが、生産割当の実態を把握するために、製糖地区別割当分布と割当量別甘蔗農場分布を示すことにする。

(1) 製糖地区別割当分布

第3表は、1939/40作物年度の製糖地区別砂糖

割当量と1938/39作物年度の生産量を示したものである。同年度の割当量合計は110万7000ショート・トンであり、そのうちA糖およびAA糖が95万2000ショート・トンで総量の86%を占め、残り14%がB糖およびC糖であった。このように、フィリピンで生産される砂糖の9割弱が対米輸出用であり、同国糖業の対米依存度はきわめて大であったのである。

製糖地区別にみると、割当量・生産量に相当の格差がみられる。割当量・生産量の総量に占める比率が5%以上の地区をI地区、2~5%の地区をII地区、2%以下の地区をIII地区として分類すると、47の製糖地区のうち、I地区が6、II地区が11、III地区が27、その他生産停止地区が2、他地区に併合された地区が1であった。I地区のなかで最大規模の割当量・生産量をもつのはラ・カルロタ(La Carlota)、パスデコ(Pasudeco)両地区で、それぞれ総量の7%を占め、それに続いてデル・カルメン(Del Carmen)、ハワイアン・フィリピン(Hawaiian-Philippine)、マナプラ(Manapla)、タルラク(Tarlac)各地区がそれぞれ5~6%を占めている。他方、II地区の割当量・生産量はほぼ同一であって、格差はほとんどない。強いて分類すれば、4%台のパコドームルシャ(Bacolod-Murcia)、ビナルバガン(Binalbagan)、カランバ(Calamba)、マアオ(Ma-ao)、タリサイーシライ(Talisay-Silay)、ビクトリアス(Victorias)各地区と、2~3%台のバンバン(Bamban)、ドン・ペドロ(Don Pedro)、イサベラ(Isabela)、サン・カルロス(San Carlos)地区に分けられる。

I・II・III地区の割当量・生産量合計を比較すると、1930年代後半の砂糖生産において重要な役割を果たすのは、I・II地区に分類された17地区であり、III地区では、I・II地区に対し補完的な生

第3表 製糖地区別割当量・生産量(1938/39~39/40作物年度)

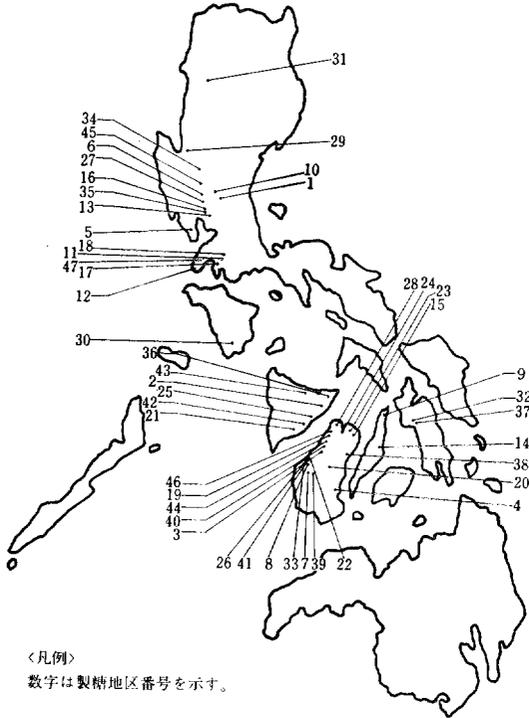
製糖地区名 ¹⁾	所在州	1939/40作物年度割当量(ショート・トン)					1938/39作物年度生産量	
		対米輸出 (A)	国内消費 (B)	備蓄 (C)	合計	%	1,000ピク ル ²⁾	%
1. Arayat	パンパンガ	9,075	1,059	486	10,619	(0.96)	152.6	(1.09)
2. Asturias	カピス	15,538	1,266	581	17,384	(1.57)	163.0	(1.16)
3. Bacolod-Murcia	西ネグロス	42,554	4,313	1,981	48,848	(4.41)	616.0	(4.39)
4. Bais	東ネグロス	37,555	3,832	1,760	43,147	(3.90)	470.7	(3.35)
5. Balanga	バタアン	3,179	821	177	4,177	(0.38)	53.3	(0.38)
6. Bamban	タルラフ	24,310	2,776	1,275	28,361	(2.56)	374.9	(2.67)
7. Bearin	西ネグロス	10,591	1,029	473	12,093	(1.09)	147.1	(1.05)
8. Binalagan	西ネグロス	45,356	4,462	2,049	51,867	(4.68)	621.1	(4.43)
9. Bago-Medellin	セブ	8,121	1,154	530	9,805	(0.89)	127.9	(0.91)
10. Cabiao ³⁾	ヌエバ・エシハ	—	—	—	—	—	—	—
11. Calamba	ラグナ	43,056	4,885	2,243	50,185	(4.53)	607.4	(4.33)
12. Calatagan	バタンガス	1,183	165	76	1,424	(0.13)	73.0	(0.52)
13. Calumpit	ブレカン	4,632	550	253	5,435	(0.49)	71.8	(0.51)
14. Cebu	セブ	7,082	859	395	8,336	(0.75)	92.6	(0.66)
15. Danao	西ネグロス	8,825	1,009	463	10,298	(0.93)	103.7	(0.74)
16. Del Carmen	パンパンガ	58,949	5,776	2,652	67,376	(6.09)	971.1	(6.92)
17. Don Pedro	バタンガス	31,725	3,763	1,728	37,215	(3.36)	427.0	(3.04)
18. El Real	ラグナ	4,198	610	280	5,088	(0.46)	64.7	(0.46)
19. Hawaiian-Philippine	西ネグロス	54,665	4,577	2,102	61,344	(5.54)	780.5	(5.56)
20. Isabela	西ネグロス	27,255	3,099	1,423	31,777	(2.87)	416.0	(2.96)
21. Janiuy	イロイロ	5,785	781	359	6,925	(0.63)	66.5	(0.47)
22. La Carlota	西ネグロス	68,549	6,204	2,849	77,601	(7.01)	1,036.2	(7.39)
23. Leonor	西ネグロス	2,872	1,793	133	4,798	(0.43)	26.1 ³⁾	(0.19)
24. Lopez	西ネグロス	16,459	2,173	998	19,630	(1.77)	221.8	(1.58)
25. Lourdes ³⁾	イロイロ	—	2	—	2	(0.00)	—	—
26. Ma-ao	西ネグロス	40,952	4,035	1,853	46,840	(4.23)	570.0	(4.06)
27. Mabalacat	パンパンガ	2,518	1,096	103	3,716	(0.34)	43.7	(0.31)
28. Manapla	西ネグロス	55,497	6,116	2,808	64,422	(5.82)	853.9	(6.09)
29. Manaog	パンガシナン	1,738	2,332	166	4,236	(0.38)	46.2	(0.33)
30. Mindoro	ミンドロ	8,722	847	389	9,958	(0.90)	142.5	(1.02)
31. Norte	イロコス・スール	1,937	2,063	122	4,122	(0.37)	47.9	(0.34)
32. Ormoc	レイテ	6,067	831	381	7,279	(0.66)	89.1	(0.64)
33. Palma	西ネグロス	8,409	715	328	9,452	(0.85)	108.5	(0.77)
34. Paniqui	タルラフ	8,177	966	444	9,587	(0.87)	134.1	(0.96)
35. Pasudeco	パンパンガ	64,651	7,405	3,028	75,083	(6.78)	1,081.5	(7.71)
36. Pilar	カピス	13,459	1,209	660	15,238	(1.38)	198.2	(1.41)
37. Rosario	レイテ	—	4,838	—	4,839	(0.44)	49.3	(0.35)
38. San Carlos	西ネグロス	34,855	3,307	1,519	39,680	(3.58)	500.8	(3.57)
39. San Isidro	西ネグロス	9,452	919	422	10,794	(0.97)	126.0	(0.90)
40. Sta. Aniceta	西ネグロス	4,696	384	176	5,256	(0.47)	55.0	(0.39)
41. San Isidro de la Rama ⁴⁾	西ネグロス	—	—	—	—	—	—	—
42. Santos-Lopez	イロイロ	12,165	1,255	576	13,996	(1.26)	145.9	(1.04)
43. Sara-Ajuy	イロイロ	6,270	645	296	7,212	(0.65)	88.2	(0.63)
44. Talisay-Silay	西ネグロス	44,502	3,948	1,813	50,263	(4.54)	605.0	(4.31)
45. Tarlac	タルラフ	56,001	6,070	2,787	64,859	(5.86)	857.4	(6.11)
46. Victorias	西ネグロス	40,414	4,282	1,966	46,663	(4.21)	603.1	(4.30)
47. University	ラグナ	6	3	—	9	(0.00)	0.1	(0.00)
合計		952,000	110,235	45,000	1,107,235	(100.0)	14,030.9	(100.0)

(出所) "1939-40 Allotments," Philippine Centrifugal Sugar Production for 1938-39 and 1937-38 Crops,"
Sugar News, Vol. 20, No. 9 (Sept. 1939), pp. 404-405 より作成。

(注) 1) 数字は製糖地区番号を示す。 2) 1ピクルは63.25キログラム。 3) 操業停止地区。

4) 同地の割当は第40地区に併合。 5) 1939年8月現在操業中。

第1図 全国製糖地区・工場分布



1. Arayat: Mt. Arayat Sugar Co., Inc. 1,000
2. Asturias: Asturias Sugar Central, Inc. 1,300
3. Bacolod-Murcia: Bacolod-Murcia Milling Co., Inc. 3,500
4. Bais: Central Azucarera de Bais 3,500
5. Balanga: Bataan Sugar Co. 300
6. Bamban: Central Luzon Milling Co., Inc. 2,200
7. Bearin: Kabankalan Sugar Co., Inc. 850
8. Binalbagan: Binalbagan Estate, Inc. 3,022
9. Bogó-Medellin: Bogó-Medellin Milling Co., Inc. 1,000
10. Cabiao: Nueva Ecija Sugar Mills, Inc. 300
11. Calamba:

- Calamba Sugar Estate 5,000
12. Calatagan: Central Azucarera de Calatagan 700
13. Calumpit: Luzon Sugar Co. 500
14. Cebu: Cebu Sugar Co., Inc. 1,000
15. Danao: Central Azucarera del Danao 700
16. Del Carmen: Pampanga Sugar Mills 4,200
17. Don Pedro: Central Azucarera Don Pedro 2,600
18. El Real: Philippine Sugar Estate Dev. Co. 750
19. Hawaiian-Philippine: Hawaiian-Philippine Co. 3,300
20. Isabela: Isabela Sugar Co., Inc. 2,480
21. Janiway: Philippine Starch & Sugar Co. 850
22. La Carlota: Central Azucarera de la Carlota 4,306
23. Leonor: Central Leonor 400
24. Lopez: Lopez Sugar Central Mill Co., Inc. 1,000
25. Lourdes: Central Lourdes n. a.
26. Ma-ao: Ma-ao Sugar Central Co., Inc. 3,000
27. Mabalacat: Mabalacat Sugar Mills 256
28. Manapla: North Negros Sugar Co., Inc. 3,600
29. Manaoag: Hind Sugar Co. 400
30. Mindoro: Philippine Milling Co. 1,550
31. Norte Central Azucarera del Norte 350
32. Ormoc: Ormoc Sugar Co. 600
33. Palma: Central Palma 600
34. Paniqui: Paniqui Sugar Mills, Inc. 758
35. Pasudeco: Pampanga Sugar Dev. Co., Inc. 4,800
36. Pilar: Central Azucarera de Pilar 750
37. Rosario: Rosario Sugar Mills 200
38. San Carlos: San Carlos Milling Co., Ltd. 2,625
39. San Isidro: Central San Isidro 680
40. Sta. Aniceta: Central de la Rama (Talisay) 400
41. San Isidro de la Rama: Central de la Rama (Bago) n. a.
42. Santos Lopez: Central Santos-Lopez 1,100
43. Sara-Ajuy: Central Sara-Ajuy 750
44. Talisay-Silay: Talisay-Silay Milling Co., Inc. 4,000
45. Tarlac: Central Azucarera de Tarlac 6,000
46. Victorias: Victorias Milling Co., Inc. 2,300
47. University: College of Agriculture, Univ. of the Philippines n. a. (各番号ごと製糖地区、製糖工場名、甘蔗処理能力[1939年、メートル・トン/24時間]を示す)

(出所) "Philippine Centrifugal Sugar Mills,"
Sugar News, Vol. 19, No. 9 (Sept. 1939).

(注) 第10, 25両地区は操業停止。第41地区の割当は第40地区に併合。

産活動を行なっていたにすぎないことがわかる。製糖地区数合計の3分1をなす、I・II地区の割当量・生産量合計はおよそ80%に達しており、残り約20%がIII地区で生産された。I地区には1工場が存在していたから、以上のデータは、1930年代後半において主要工場による製糖業の支配体制がほぼ確立していたことを示すものである。

しかしながら、一つの製糖地区には数十から数百の甘蔗農場が存在しており、後述のように農工両部門の生産過程を完全に掌握していた工場は少なかったのである。以下では、この点を明らかに

する第一歩として、割当量別甘蔗農場分布を考察し、大規模農場による甘蔗栽培部門の生産支配の事実を確認する。

(2) 割当量別甘蔗農場分布

前述のように、フィリピンでは生産割当合計のうち対米輸出割当が9割弱を占めたので、全国甘蔗農場に対する生産割当配分の傾向を知るためには、対米輸出割当のみを取り上げれば十分である。

第4表によると、1937年の全国甘蔗農場数は約2万4000、1農場当たりの対米輸出割当量は576ピクル(1ピクル=63.25キログラム)であった。ただ

第4表 対米輸出割当量別甘蔗農場分布(1937年)

対米輸出割当量 (ピクル)	全 国	
	実 数	%
0~ 100	15,694	(65.3)
100~ 1,000	5,933	(24.7)
1,000~ 2,000	908	(3.8)
2,000~ 5,000	830	(3.5)
5,000~10,000	397	(1.7)
10,000~15,000	138	(0.6)
15,000~20,000	56	(0.2)
20,000 以上	64	(0.3)
合 計	24,020	(100.0)
1農場当たり(ピクル)	576	

(出所) Bissinger, G. H., "Philippine Sugar Central IV: Range and Distribution of Production Allowances," *Sugar News*, Vol. 18, No. 1 (Jan. 1937), p. 152 より作成。

し、この農場数は、1939年センサスにより甘蔗農場数約18万2000^(注13)と大きく食い違う。このように両調査に示された全国甘蔗農場数の間に大きな差異が生じた理由は、前者が製糖工場に直接甘蔗を供給する農場^(注14)(いくつかの貸付地もしくは小作地に分割される場合もある)を基準として算出されたのに対し、後者は「農場経営者」(farm operator)別の保有形態を基準として集計されたことにある(詳しくは第Ⅲ節で述べる)。

したがって同表では、一つの農場が複数の貸付地もしくは小作地に分割される場合、貸付地数・小作地数が判明しないという欠点がある。しかしその欠点は逆に、多数の貸付地もしくは小作地に分割される大規模農場の経営規模がそのまま示されるという、長所になっているのである。

以上の調査の性格を踏まえて対米輸出割当量別甘蔗農場分布をみると、割当量100ピクル以下の農場数が総数の65%、100~1000ピクルの農場数が25%であるのに対して、1万ピクル以上の農場数はわずか1%であった。このことから多数の小規模農場と少数の大規模農場の同時的存在が確認

されるが、農場の実際の経営面積を知るためには、以下の手続きが必要となる。

まず全国甘蔗農場の1ヘクタール当たりの砂糖生産量51.3ピクル(1935年)^(注15)を基準として、対米輸出割当量別1農場当たりの作付面積を算出する。ただし、これは対米輸出割当に対応する作付面積であるから、これに国内消費・備蓄割当に対応する作付面積を加算したものが、生産割当量別1農場当たりの作付面積となる。

この方法によって経営規模別全国甘蔗農場分布を推計すると、経営規模が2ヘクタール以下の農場数が総数の65%、2~25ヘクタールの農場数が25%、25~45ヘクタールの農場数が4%、45~110ヘクタールの農場数が3~4%、110~225ヘクタールの農場数が1~2%、225ヘクタール以上の農場数が1%となる。したがって全国レベルでは、経営規模2~3ヘクタール以下の小規模農場が過半数を占め、その対極に100~200ヘクタールあるいはそれ以上の大規模農場が少数ながら存在するという、農場分布パターンが確立していたのである。

ここで大規模農場による生産支配の事実を明らかにするために、対米輸出割当量1万ピクル以上(推定経営面積225ヘクタール以上)の農場の平均割当量を、それぞれ割当量1万~1万5000ピクルの農場の場合が1万2500ピクル、1万5000~2万ピクルの農場の場合が1万7500ピクル、2万ピクル以上の農場の場合が2万ピクルと仮定する。そしてその平均割当量合計が全国甘蔗農場の平均割当量合計(農場総数×1農場当たり平均割当量)に占める比率を計算すると、28.8%なる数値が算出される。すなわち、以上の測定方法がほぼ実態を反映しているとすると、農場総数の1%を占めるにすぎない約260の農場が、割当量合計の30%弱を確

保していたことになる。後段との関連で付言すれば、こうした大規模農場は、実際にはアシエンダとして存在するケースが多かったのである。アシエンダの存在形態については第Ⅲ節で考察することにし、次節では、製糖工場の支配形態の基本的特徴を明らかにする。

(注1) 20世紀前半のアメリカ砂糖政策については、以下を参照。Dalton, J. E., *Sugar: A Case Study of Government Control*, New York, MacMillan Co., 1937; Bernhardt, J., *The Sugar Industry and the Federal Government: A Thirty Year Record (1917-47)*, Washington, Sugar Statistics Service, 1948; Turner, J. T., *Marketing of Sugar*, Homewood Ill., Richard D. Irwin, 1955; Timoshenko, V. P. and B. C. Swerling, *The World's Sugar; Progress and Policy*, Stanford, Stanford University Press, 1957.

(注2) アメリカ糖業独占資本の形成と発展については、以下を参照。Jones, E., *The Trust Problem in the United States*, New York, MacMillan Co., 1921, pp. 92-122; Laidler, H. W., *Concentration of Control in American Industry*, New York, Thomas Y. Crowell Co., 1931, pp. 213-219; Eichner, A. S., *The Emergence of Oligopoly: Sugar Refining as a Case Study*, Baltimore and London, Johns Hopkins Press, 1969; 小原敬士『アメリカ独占資本主義の形成』岩波書店 1953年 58~63ページ。

(注3) 米比間においては、1909年のペイン・オールドリッチ関税法 (Payne-Aldrich Tariff Act) により30万ロング・トンを限度として、次いで1913年のアンダーウッド・サイモンズ関税法 (Underwood-Simmons Tariff Act) では無制限に、フィリピン糖の対米無関税輸出が認められた。Abelarde, P. E., *American Tariff Policy towards the Philippines, 1898-1946*, New York, King's Crown Press, 1947, pp. 95-96; 石崎昭彦「アメリカ帝国主義にかんする考察——アメリカの対フィリピン経済政策の分析——」(『社会科学の基本問題』上巻 東京大学社会科学研究所 1963年) 373~374ページ。

(注4) 米西戦争以後1930年代までのアメリカ・キ

ューバ経済関係、並びにアメリカ系資本の対キューバ進出については、以下を参照。Jenks, L. H., *Our Cuban Colony: A Study in Sugar*, New York, Arno Press and the New York Times, 1970 (reprint ed.); Smith, R. F., *The United States and Cuba, Business and Diplomacy, 1917-1960*, New Haven, College and University Press, 1960; 楊井克己『アメリカ帝国主義史論』東京大学出版会 1959年 21~73ページ。

(注5) Dalton, *op. cit.*, pp. 92-144; Bernhardt, *op. cit.*, pp. 177-195; Turner, *op. cit.*, pp. 73-78; Timoshenko, *op. cit.*, pp. 159-163.

(注6) Bernhardt, *op. cit.*, pp. 202-208; Turner, *op. cit.*, p. 85.

(注7) Abelarde, *op. cit.*, pp. 139-140; 石崎 前掲論文 387~389ページ。

(注8) フィリピンの対米輸出割当量(粗糖80万ロング・トン、精製糖5万ロング・トン)を粗糖換算にすると、総量97万ショート・トンとなる(馬場啓之助編『世界の砂糖Ⅰ』〔商品経済叢書 3〕農林水産生産性向上会議 1959年 38ページ)。『1940年島嶼関税徴収官年次報告』によると、1934~40年の対米砂糖輸出量は、1934年115万3000ロング・トン、1935年51万5000ロング・トン、1936年90万ロング・トン、1937年86万8000ロング・トン、1938年86万8000ロング・トン、1939年60万8000ロング・トン、1940年72万4000ロング・トンであった(ただし、1939年は同年1月から6月まで、1940年は、1939年7月から1940年6月まで。1935年の対米輸出量が激減したのは、同年の割当量から1934年の割当超過分が差し引かれたため)。Dept. of Finance, Bureau of Customs, *Annual Report of the Insular Collector of Customs, 1940*, Manila, Bureau of Printing, 1941, pp. 105-106. なお、同輸出量をショート・トンに換算した場合、第1表のフィリピン対米輸出量と若干の差異が生じる。

(注9) Hester, E. D., "Philippine Sugar Control I: Method of Allocation of Philippine Quotas," *Sugar News*, Vol. 16, No. 7 (Jul. 1936), pp. 325-329; Alunan, R. R., "The Purposes and Objectives of the Philippine Sugar Administration," *Sugar News*, Vol. 18, No. 3 (Mar. 1938), pp. 81-83.

(注10) Hester, *op. cit.*, pp. 325-329.

(注11) 1936年の生産割当を基準とした、1製糖地

区当たりの甘蔗農場数（工場に直接甘蔗を供給する農場数）は535で、その数には最低約10から最高3670までの開きがあった。Bissinger, G., "Philippine Sugar Control IV. Range and Distribution of Production Allowance," *Sugar News*, Vol. 18, No. 4 (Apr. 1937), pp. 120-121.

〔注12〕 Hester, *op. cit.*, pp. 326-327; 平野哲郎「割当制度の実態」（滝川勉編『フィリピンの糖業』アジア経済研究所 1966年）127~137ページ。

〔注13〕 本稿第Ⅲ節第9, 10表をみよ。

〔注14〕 Hester, *op. cit.*, p. 326.

〔注15〕 1937年のデータが得られなかったため、同年のデータを使用。*Philippine Statistical Review*, Vol. 2, No. 4 (1935), p. 218. 1ヘクタール当たりの砂糖生産量とは、1ヘクタール当たりの甘蔗収穫量から生産された砂糖重量を意味し、一般に甘蔗農場の生産性を測定する指標として用いられる。

II 製糖工場の支配形態と分糖法の意義

前節で指摘したように、各製糖地区の割当量・生産量には格差があり、40余りの製糖地区のなかで、1930年代後半の砂糖生産の主軸をなすのは、そのうちの約3分の1であった。本節では、第1に、こうした製糖地区の生産割当分布と、各地区の製糖工場の経営状況や国籍別支配形態との連関を考察する。第2に、製糖工場と甘蔗栽培者との関係を基本的に規定した分糖法——製糖工場・甘蔗栽培者間で一定の比率でもって砂糖を分配する制度——をめぐら問題点を探りたい。まず、製糖工場の経営状況から考察する。

1. 製糖工場の経営状況

第5表は、1936/37作物年度のデータをもとに、41の製糖工場を現金・株式配当の双方を支払う工場（I類）、現金・株式配当のうちいずれか一方を支払う工場（II類）、配当未払いの工場（III類）の3種類に分類したものである（1937年現在操作中の45工場のうち4工場は資料未提出）。以下、三つの分類

にしたがって各製糖工場の経営状況を概観する。

(1) I類——現金・株式配当の双方を支払う工場

ここに分類された16工場のうち、10工場が第一次大戦直後の第1の工場設立期^(注1)に設立された工場で、残り6工場のうち5工場が、1920年代後半の第2の工場設立期に操業を開始した工場である。第1の工場設立期に操業を開始した製糖工場数は全部で13あるが、このうち10工場がI類に分類されている。生産規模との関連を考察すると、前述の割当量の総量に占める比率が5%以上の製糖工場のうち、パンパンガ製糖工場（Pampanga Sugar Mills）を除く5工場、すなわちタルラク製糖工場（Central Azucarera de Tarlac）、パンパンガ砂糖開発会社（Pampanga Sugar Dev. Co., Inc.）、ハワイアン—フィリピン社（Hawaiian-Philippine Co.）、ラ・カルロタ製糖工場（Central Azucarera de la Carlota）、北ネグロス製糖会社（North Negros Sugar Co., Inc.）がI類に含まれている。また割当量の総量に占める比率が2~5%の9工場のうち5工場、すなわち中部ルソン製糖会社（Central Luzon Milling Co., Inc.）、サン・カルロス製糖会社（San Carlos Milling Co., Inc.）、タリサイ—シライ製糖会社（Talisay-Silay Milling Co., Inc.）、ビクトリアス製糖会社（Victorias Milling Co., Inc.）、マアオ製糖工場（Ma-ao Sugar Central Co., Inc.）がI類に含まれており、生産規模が大きい工場は経営内容も比較的良好で、株主に対し有利な配当の支払いを行っていたことを示している。

次に資本金についてみると、I類のなかで払込資本額が最大なのが北ネグロス製糖会社で1000万ペソ、次いでタルラク製糖工場の730万ペソ、さらに300~500万ペソ台のビクトリアス製糖会社、パンパンガ砂糖開発会社、ハワイアン—フィリピン

第5表 製糖工場¹⁾の経営状況(1936/37作物年度)

製糖工場名 ²⁾	所在州	設立年 ³⁾	操業開始年 ³⁾	第1回配当年	払込資本額 (1,000ペソ)	年間売上高 (1,000ペソ)	払込資本額に対する年間売上高の比
I類—現金・株式配当の双方を支払う工場							
1. Mt. Arayat Sugar Co., Inc.	パンパンガ	1927	1928	1927	800	498	0.62
3. Bacolod-Murcia Milling Co., Inc.	西ネグロス	1918	1920	1937	1,191	3,693	3.10
4. Central Azucarera de Bais	東ネグロス	1918	1920	1921	1,500	10,478	6.99
6. Central Luzon Milling Co.	タルラク	1926	1927	1927	1,045	4,260	4.08
7. Kabankalan Sugar Co., Inc.	西ネグロス	1919	1919	1920	1,500	3,185	2.12
13. Luzon Sugar Co.	ブラカン	1925	1925	1929	250	1,036	4.14
19. Hawaiian-Philippine Co.	西ネグロス	1918	1921	1927	3,948	20,652	5.23
22. Central Azucarera de la Carlota	西ネグロス	1918	1920	1923	3,122	23,579	7.55
24. Lopez Sugar Central Mill Co., Inc.	西ネグロス	1927	1928	1931	700	3,553	5.08
26. Ma-ao Sugar Central Co., Inc.	西ネグロス	1918	1920	1937	659	5,994	9.10
28. North Negros Sugar Dev. Co., Inc.	西ネグロス	1917	1918	1920	10,000	22,266	2.23
35. Pampanga Sugar Dev. Co., Inc.	パンパンガ	1917	1921	1926	4,148	14,480	3.49
38. San Carlos Milling Co., Ltd.	西ネグロス	1912	1914	1914	1,600	21,857	13.66
44. Talisay-Silay Milling Co., Inc.	西ネグロス	1918	1921	1930	1,090	12,281	11.27
45. Central Azucarera de Tarlac	タルラク	1928	1928	1930	7,300	8,160	1.12
46. Victorias Milling Co., Inc.	西ネグロス	1918	1921	1925	4,922	13,919	2.83
II類—現金・株式配当のうちいずれか一方を支払う工場							
5. Bataan Sugar Co.	バタアン	1926	1926	1937	250	218	0.87
9. Bogo-Medellin Milling Co., Inc.	セブ	1928	1929	1934	988	578	0.59
11. Calamba Sugar Estate	ラグナ	1912	1914	1917	14,000	13,693	0.98
14. Cebu Sugar Co., Inc.	セブ	1927	1928	1934	1,000	500	0.50
15. Central Azucarera del Danao	西ネグロス	n. a.	1913	1937	1,730	1,100	0.64
16. Pampanga Sugar Mills	パンパンガ	1919	1919	1929	6,000	15,282	2.55
17. Central Azucarera Don Pedro	バタンガス	n. a.	1921	1932	2,000	2,155	1.08
18. Philippine Sugar Estate Dev. Co.	ラグナ	1912	1914	1926	1,844	1,380	0.75
20. Isabela Sugar Co., Inc.	西ネグロス	1918	1919	1937	964	1,773	1.84
33. Central Palma	西ネグロス	n. a.	1916	1925	2,591	1,312	0.51
34. Paniqui Sugar Mills, Inc.	タルラク	1928	1929	1936	800	1,606	2.00
36. Central Azucarera de Pilar	カピス	1924	1924	1930	960	1,819	1.89
39. Central San Isidro	西ネグロス	n. a.	1917	1928	817	2,048	2.51
III類—配当未払の工場							
2. Asturias Sugar Central, Inc.	カピス	1922	1922	—	1,000	229	0.23
8. Binalbagan Estate, Inc.	西ネグロス	1918	1920	—	1,065	2,003	1.88
21. Philippine Starch & Sugar Co.	イロイロ	1930	1930	—	500	34	0.69
23. Central Leonor	西ネグロス	n. a.	1930	—	n. a.	94	n. a.
25. Central Lourdes	イロイロ	n. a.	1930	—	n. a.	2	n. a.
27. Mabalacat Sugar Mills	パンパンガ	1921	1921	—	n. a.	58	n. a.
29. Hind Sugar Co.	パンガシナン	n. a.	1925	—	121	31	0.25
31. Central Azucarera del Norte	イロコス・スール	n. a.	1930	—	286	72	0.25
32. Ormoc Sugar Co.	レイテ	n. a.	1929	—	n. a.	79	n. a.
40. Central de la Rama (Talisay)	西ネグロス	n. a.	1912	—	n. a.	196	n. a.
42. Central Santos-Lopez	イロイロ	1929	1929	—	n. a.	433	n. a.
43. Central Sara-Ajuy	イロイロ	1929	1929	—	1,200	—	—

(出所) 台湾銀行台北調査部『比島糖業調査報告(比島糖業審査会)』1944年 21~24ページより作成。

(注) 1) 以下の4工場は資料未提出——10. Nueva Ecija Sugar Mills, Inc.; 12. Central Azucarera de Calatagan; 30. Philippine Milling Co.; 37. Rosario Sugar Mills.

2) 数字は製糖地区番号を示す。

3) *Handbook of the Philippine Sugar Industry, 1929*, Manila, Sugar News Press, 1929, passim. 等を参考に、設立年を若干修正し、操業開始年を新たに加えた。

ン社、ラ・カルロタ製糖工場がこれに続いた。年間生産高は、ラ・カルロタ製糖工場、北ネグロス製糖会社、サン・カルロス製糖会社、ハワイアン・フィリピン社の4工場それぞれ2000万ペソ台に達し、各工場とも払込資本額の5～6倍の年間売上高を獲得している。I類の1工場当たりの払込資本額は273万6000ペソ、年間売上高は1061万8000ペソで、年間売上高は払込資本額の3.7倍に達し、後述のII・III類のそれを凌駕していたのである。

(2) II類——現金・株式配当のうちいずれか一方を支払う工場

ここに分類された13工場のうち、5工場が第一次大戦前に設立されており、その他4工場が第1の工場設立期に、残り4工場が第2の工場設立期に操業を開始した。各工場の生産規模をみると、割当量の総量に占める比率が5%以上に達するのはパンパンガ製糖工場のみで、2～5%を占めるのが、カランバ砂糖エステート (Calamba Sugar Estate)、ドン・ペドロ製糖工場 (Central Azucarera de Don Pedro)、イサベラ製糖会社 (Isabela Sugar Co., Inc.) の3工場であった。払込資本額は、カランバ砂糖エステートが1400万ペソ、パンパンガ製糖工場が600万ペソで、その他は、ドン・ペドロ製糖工場、フィリピン砂糖エステート開発会社 (Philippine Sugar Estate Dev. Co.)、パルマ製糖工場 (Central Palma)、ダナオ製糖工場 (Central Azucarera del Danao) がそれぞれ200～250万ペソの払込資本額をもつにすぎない。II類の1工場当たりの払込資本額は261万1000ペソで、I類にほぼ匹敵する額に達しているものの、年間売上高は334万3000ペソで、I類の約3分の1にとどまっている。II類の工場はI類と比較して、生産規模＝経営規模がやや小さかったのである。

(3) III類——配当未払いの工場

ここに分類された12工場の多くは、1920年代後半から30年代初頭にかけて設立された工場であり、設立後10年を経過していない場合がほとんどで、依然として未配当に終わっている。1工場当たりの払込資本額は69万6000ペソで、I・II類の約4分の1にすぎない。年間売上高をみると、ビナルバガン・エステート (Binalbagan Estate, Inc.) の200万ペソ、サントスローペス製糖工場 (Central Santos-Lopez) の43万ペソを除いてすべて10万ペソを下回っている。なかには年間売上高141ペソのサラアファイ製糖工場 (Central Sara-Ajuy) のように、操業をほぼ停止している工場すら存在する。このようにIII類のほとんどの工場が弱小であり、不況の下で経営難に陥っていたのである。

以上述べてきたことから明らかなように、1930年代後半の製糖工場の経営状態は、その設立時期によってほぼ異なるパターンを示した。第I節で確定した主要な製糖工場——割当量が総量の5%以上を占めるI地区と2～5%のII地区——の多くが、現金・株式配当の双方を支払う工場とされており、生産規模の大きい工場は一般に経営状態が良好であったといえる。ところで、こうした製糖工場の生産規模・経営状態の差異は、その国籍別支配形態とどのような関連をもっていたのだろうか。この問題に対し一つの解答を与えるのが、次項の課題である。

2. 製糖業資本の系列化

第6表は、1939年現在操業中の43の製糖工場の国籍別・資本系列別割当量構成比を示したものである。同表によると、フィリピン系製糖工場の割当比率合計は44%を超え、アメリカ系の32%、スペイン系の24%を凌駕している。ただし、国籍別工場数はフィリピン系が22工場、アメリカ系が10

第6表 製糖工場の支配形態と割当量構成比(1930年代末)

製糖工場名・系列	割当比率(%)	製糖工場名・系列	割当比率(%)
<フィリピン系>		44.37	
Lizares			
Talisay-Silay Milling Co., Inc.	4.54	Spreckels Sugar Refining Co.	31.73
Bacolod-Murcia Milling Co., Inc.	4.41		
Central Azucarera del Danao	0.93		
9.88		Calamba Sugar Estate	4.53
de Leon 等		Pampanga Sugar Mills	6.09
		10.62	
Pampanga Sugar Dev. Co., Inc.	6.78	American Sugar Refining Co. 等	
PNB		North Negros Sugar Co., Inc.	5.82
		Victorias Milling Co., Inc.	4.21
4.68		10.03	
Montilla		ハワイ系資本	
		Hawaiian-Philippine Co.	5.54
Binalbagan Estate, Inc.	4.68	San Carlos Milling Co., Ltd.	3.58
4.35		9.12	
Araneta		その他	
		Isabela Sugar Co.	2.87
		Ormoc Sugar Co.	0.66
		Rosario Sugar Mills	0.44
Bataan Sugar Co.	0.38	Cebu Sugar Co., Inc.	0.75
4.23		Luzon Sugar Co.	0.49
Lopez		Hind Sugar Co.	0.38
		Mabalacat Sugar Mills	0.34
3.66		1.96	
Roxas		<スペイン系>	
		23.92	
Central Azucarera Don Pedro	3.36	Elizalde	
Central Azucarera de Calatagan	0.13	Central Azucarera de la Carlota	7.01
3.49		Central Azucarera de Pilar	1.38
Lizarraga		Philippine Milling Co.	0.90
		Central Sara-Ajuy	0.65
Kabankalan Sugar Co., Inc.	1.09	Central Azucarera del Norte	0.37
Mt. Arayat Sugar Co., Inc.	0.96	10.31	
2.05		Tabacalera	
de la Rama		Central Azucarera de Tarlac	5.86
		Central Azucarera de Bais	3.90
Bogo-Medellin Milling Co., Inc.	0.89	9.76	
Central de la Rama (Talisay)	0.47	Ford	
Central Leonor	0.43	Asturias Sugar Central, Inc.	1.57
1.79		Vidaurraga y Mota	
Cojuanco		Central San Isidro	0.97
		Sarvador Serra	
Paniqui Sugar Mills, Inc.	0.87	Central Palma	0.85
不 明		不 明	
		Philippine Sugar Estate Dev. Co. ²⁾	0.46
Central Luzon Milling Co., Inc.	2.59	0.46	

(出所) *Facts and Statistics about the Philippine Sugar Industry*, Manila, Sugar News Press, 1928, pp. 43-46, Table III; *Handbook of the Philippine Sugar Industry, 1929*, Manila, Sugar News Press, 1929, passim; *Sugar News* 各号等より作成。

(注) 1) 国立フィリピン大学農学部試験工場を除く。

2) 同社は、19世紀末カトリック教団の一つであるドミニコ会により創立され、その後アメリカ植民地時代においてもドミニコ会の所有であった。Roth, D. M., *The Friar Estate of the Philippines*, Albuquerque, University of New Mexico Press, 1977, pp. 11, 151-152 (ただし1930年代末までの所有=経営権の移譲の有無は不明)。

工場、スペイン系が11工場であるから、フィリピン系の1工場当たりの割当比率は2%、アメリカ系は3.2%、スペイン系は2.4%となり、アメリカ系の1工場当たりの生産規模が最大であった。こ

のように、フィリピン系工場の割当量合計の総量に占める比率は大きい、1工場当たりでは、アメリカ系やスペイン系よりも小規模だったのである。ただし、各国籍別とも、それぞれの工場の生

産規模には著しい差異があった。以下、この点に焦点をあてて、国籍別に資本系列化の状況を考察する。

(1) フィリピン系

フィリピン系の22工場のうち、割当量の総量に占める比率が4～6%の製糖工場は5工場、その比率が2～3%の工場が3工場あり、その他14工場は、それぞれ2%以下の割当比率を占めるにすぎなかった。1工場当たり4～6%の割当比率を占める5工場の割当比率合計は25%となり、フィリピン系工場の割当比率合計の5割以上に達していることから、同5工場がフィリピン系工場の主軸を成していたことがわかる。以下、同5工場についてやや詳しくみよう。

同5工場、すなわち、タリサイーシライ製糖会社、バコロド・ムルシャ製糖会社 (Bacolod-Murcia Milling Co., Inc.)、パンパンガ砂糖開発会社、ビナルバガン・エステート、マアオ製糖工場はすべて、1910年代末から20年代初頭にかけて、各地域の有力甘蔗栽培者がフィリピン国立銀行 (Philippine National Bank, 略称PNB—1916年創立の政府系銀行) (注2)の融資を受けて設立したもので、通称「バンク・セントラル」(Bank Central)と呼ばれていた(注3)。「バンク・セントラル」には上記5工場の他に、イサベラ製糖会社があった。上記5工場が民間人による設立であったのに対し、同工場は官営工場として設立されたものである(注4)。もっとも上記5工場は、1920年代初頭に経営難に陥ったため、PNBの管理下に置かれ(注5)、ようやく1920年代末から30年代はじめにかけて、その所有＝経営権が民間資本に返還され始めたのである。この過程で、「バンク・セントラル」は、一部の有力家族によって、買収されることになった。

その代表例が、リサレス (Lizares) 家である。同

家は、1930年代前半にバコロド・ムルシャ製糖会社とタリサイーシライ製糖会社の所有＝経営権を掌握し、その他ダナオ製糖工場をも支配し(注6)、同家だけで割当比率10%を保持していたのである。この他、パンパンガ砂糖開発会社がデ・レオン (de Leon) 家をはじめとするパンパンガ州の有力地主5～6名によって所有＝経営され(注7)、他方、マアオ製糖工場はアラネタ (Araneta) 家の、イサベラ製糖会社はモンティリャ (Montilla) 家の支配下にあった(注8)(ただし、ビナルバガン・エステートはPNBが所有＝経営)。

このように、フィリピン系の主要製糖工場はPNB系の旧「バンク・セントラル」を中核として、一部の有力家族によって支配されていたのである。

(2) アメリカ系

アメリカ系10工場のうち、弱小規模の4工場を除く6工場は、1工場当たり3～6%の割当比率をもつ、大手工場ばかりである。同6工場の割当比率を合わせると約30%にもなり、同6工場では、アメリカ系工場全体の割当比率の90%以上を支配していたのである。同6工場は、それぞれ10%前後の割当比率をもつ三つの資本系列に分類することができ、以下にみるように、直接的あるいは間接的に、アメリカ糖業独占資本との関連をもっていた。

カランプ砂糖エステートとパンパンガ製糖工場を所有＝経営するスプレッケルズ精製糖会社 (Spreckels Sugar Refining Co.) は、後述のアメリカ精製糖会社 (American Sugar Refining Co.) が19世紀末に主導した「砂糖トラスト」に参画し、独占資本の一翼を担った、カリフォルニアを地盤とする大手糖業会社である(注9)。同社は1912年に、フィリピン政府からラグナ州の約7000ヘクタールに

第7表 North Negros Sugar Co. の株式保有形態 (1937年)

会社名	株式種類	保有株数	保有株式額 (時価, ペソ)	保有率 (%)
＜アメリカ系＞				
American Sugar Refining Co.	普通株(額面100ドル)	3,000	260,850	(5.1)
American Tel. & Tel. Co.	同上	1,000	337,578	(6.6)
Bethlehem Steel Corp. (Delaware)	{ 5% 優先株	500	13,204	(0.3)
Cuban American Sugar Co.	{ 7% 優先株	500	83,958	(1.6)
Great Western Sugar Co.	同上	1,250	212,139	(4.1)
Holy Sugar Co.	{ 普通株	25,000	1,586,825	(30.8)
Pan-American Airway Co.	{ 7% 優先株	5,000	786,461	(15.2)
South Porto Rico Sugar Co.	{ 普通株(無額面)	7,500	466,175	(9.0)
U. S. Steel Corp.	同上	250	21,813	(0.4)
	同上	14,800	793,310	(15.4)
	7% 優先株	300	110,025	(2.1)
小計			4,612,335	(89.5)
＜フィリピン系＞				
Victorias Milling Co., Inc.	普通株	461	43,765	(0.8)
Luzon Industrial Corp.	同上	5,000	500,000	(9.7)
小計			543,768	(10.5)
合計			5,156,102	(100.0)

(出所) Office of the President, National Sugar Board, "Memorandum in the Sugar Industry to Dr. Manuel L. Roxas, Chairman, Committee No. 1, National Sugar Board," Manila, 1939 (unpublished), p. 120.

及ぶカランバ農園 (Calamba Estate) を購入, 1914年に製糖工場の操業を開始し^(注10), 同農園で甘蔗栽培を行なった。その後1918年にパンパンガ西部で製糖工場を設立し^(注11), 在比有力アメリカ系資本となったのである。

他方, アメリカ精製糖会社系列下に分類された北ネグロス製糖会社とビクトリアス製糖会社は, 第一次大戦後, スペイン系の血筋をひくオソリオ (Ossorio) 家の提唱によって設立された^(注12)。ところが1937年の北ネグロス製糖会社の株式保有形態をみると (第7表), アメリカ系資本の株式保有率は90%に達する。とくにアメリカ精製糖会社と同系列下のグレート・ウエスタン社 (Great Western Co.)^(注13)の保有株式を合わせただけでも, 株式保有率は50%を超え, 同2工場のアメリカ糖業独占資本との関係が密接であったことを示している。またビクトリアス製糖会社は北ネグロス製糖会社の近隣地区に設立され, 両工場は密接な関係をも

っていたことから, 同工場に対するアメリカ精製糖会社の影響が推測される^(注14)。

最後に, ハワイ系資本グループについて若干述べよう。ハワイアン・フィリピン社は, ハワイを地盤とする砂糖仲買業社のウェルシュ・フェアチャイルド商会 (Welch-Fairchild Ltd.) の支配下にあった^(注15)。他方, サン・カルロス製糖会社は, 同じくハワイ系のビショップ信託会社 (Bishop Trust Co.) が所有・経営権を掌握していた^(注16)。なお, ウェルシュ・フェアチャイルド社の一翼をなすウェルシュ (Welch) 家は, 「砂糖トラスト」結成者 H・O・ハベマイヤー (Henry O. Havemeyer) の息子らによる, 1909年のミンドロ島サン・ホセ農園 (San Jose Estate) の購入に一役買った, アメリカ系糖業資本の代理業者 (ハワイ系) であった^(注17)。

以上のように, 六つの大手アメリカ系製糖工場は, アメリカ糖業独占資本と直接・間接の関連をもっていた。この意味でフィリピン製糖業の発展

は、本国アメリカの精製糖業資本と無縁ではなかったのである。

(3) スペイン系

スペイン系2大糖業資本は、エリサルデ(Elizalde)家とタバカレラ(Tabacalera)である。同2系列の割当比率はそれぞれ10%前後となっており、1930年代後半のスペイン系主要製糖工場は、事実上この2資本によって支配されていた。

エリサルデ家は、19世紀後半からマニラを基盤として商業業務に従事する傍ら、農園を所有＝経営し、経済基盤を確立したスペイン系資本である。同家は1930年代に、エリサルデ商会(Elizalde & Co.)傘下に四つの製糖工場を支配するのみならず、海運・木材・鉱山・アルコール飲料等の多くの産業分野に進出していた^(注18)。他方、タバカレラは、正式社名をフィリピン・タバコ総合会社(Compañía General de Tabacos de Filipinas)と称し、1881年創立のフィリピン最大のタバコ資本である。同社は、1918年にネグロス島でパイヌ製糖工場(Central Azucarera de Bais)を、1927年にルソン島でタルラク製糖工場を設立した^(注19)。後者はタバカレラが19世紀末に形成した、1万2000ヘクタールのルイシタ農園(Hacienda Luicita)内に設立されたものである。製糖工場設立後、同農園は広大な甘蔗農園に変貌した^(注20)。

このようにエリサルデ家やタバカレラは、スペイン植民地時代末期に土着化したスペイン系資本であり、「民族系」製糖業資本の一翼を担っていたのである。

以上、製糖工場設立の背景をも射程に入れて、1930年代後半の製糖業資本の系列化を考察した。この結果明らかになった点は、(1)国籍別製糖工場の割当量構成比は、フィリピン系とスペイン系を合わせると70%弱にまで達し、「民族系」資本の

存在が顕著であったこと、(2)主要な製糖工場は、フィリピン系の場合、旧「バンク・セントラル」5工場、アメリカ系の場合、アメリカ糖業独占資本と直接・間接に関連をもつ6工場、スペイン系の場合、二大資本によって支配される2工場であった。この事実により、1930年代後半にはアメリカ系資本による大手工場の支配が顕著である一方、「民族系」製糖工場の存在を無視することができないことが裏づけられた。

ところで、こうした製糖業資本の「民族化」の傾向は、1940年代になってからいっそう明確となっていく。割当制度施行後、アメリカ系資本のフィリピン製糖からの引き揚げが開始されたからである。その先駆的事例は、スプレッケルズ精製糖会社所有のカランバ砂糖エステートが、1941年にフィリピン有数の海運業者マドリガル(Madrigal)家によって買収されたことである^(注21)。この背景には、同エステートの経営上の問題点があったと推測される^(注22)。しかしその直接的契機は、割当制度の実施によりフィリピンの砂糖生産が頭打となったことや、1934年のタイディングス・マクダフィ法制定により、1946年のフィリピン独立が規定されたことにあったとみるべきであろう。

かくして、日本占領期直前のカランバ砂糖エステートをめぐる動きを皮切りとして、アメリカ系資本のフィリピン製糖業からの引き揚げが開始され、これが戦後1940年代後半から50年代の支配的潮流となっていく。この意味で、割当制度は、「民族系」資本による製糖業の支配を促進する要因となったのである。以下では、上述の資本系列の下で操業を行なった製糖工場と甘蔗栽培者との関係を把握するために、分糖法について論じる。

3. 分糖法の実態

分糖法とは、製糖工場の原料獲得形態の一つで

あり、それは、製糖工場が甘蔗栽培者によって供給された甘蔗を加工し砂糖を生産した後、製糖工場側は加工賃として、甘蔗栽培者側は原料(甘蔗)費として、生産された砂糖を工場・栽培者間で一定の比率で分配する制度である(注23)。この制度はフィリピンに固有のものではなく、キューバ等でも導入されていた(注24)。しかし、各国における同制度採用の社会・経済的背景は多様であることが予想され、それについて議論するのは本稿の課題ではない。また、フィリピンで分糖法が採用されるにいたった背景について十分述べる余裕もない。ここでは、分糖法をめぐる農工両部門の優位・非優位性を確定する限りにおいて、その採用の背景について触れておく。

フィリピンで分糖法が採用されるにいたった背景は、以下の2点に整理される(注25)。(1)フィリピンで製糖工場が設立される場合、大半の工場がアメリカ植民地時代以前に砂糖生産を主要な産業としていた地域に設立された。ところで、アメリカ植民地時代以前のフィリピンの砂糖生産は、甘蔗農場に設立された製糖所で加工される含蜜糖(non-centrifugal sugar)生産であった。このため旧来からの砂糖生産地域に新しく製糖工場が設立される場合、製糖工場側は、甘蔗栽培者に対し、農場における含蜜糖生産を停止して、製糖工場側に砂糖を売却し分蜜糖(centrifugal sugar)生産に参画するよう説得し、製糖契約を結ばなければならなかったこと。(2)製糖工場設立当時、各砂糖生産地域の含蜜糖生産は継続されており、東アジアを中心として輸出も可能であった。このため、製糖工場は、製糖契約のなかに栽培者に対し有利な条件を含めなければならなかったこと。以上の1910年代後半から20年代初頭の状況を背景に、製糖工場の原料獲得形態として分糖法が定着化していったと思わ

れる。以下では、製糖工場と甘蔗栽培者間で結ばれた製糖契約の実例を紹介し、分糖法のもつ意義を明らかにする。

1920年代後半にフィリピン糖業の実態調査を行ったフランス人Y・アンリー(Yves Henry)は、その調査報告のなかで、製糖契約の典型例を示している(注26)。製糖契約は一般に20~30年にわたる長期契約であるため、アンリーの掲げる事例は、1930年代後半の製糖契約・分糖法の考察に十分適用するものである。

アンリーによる製糖契約の実例は27カ条から成る。各条項の表題は以下のとおりである。「1 栽培者の土地」「2 甘蔗の引き渡し」「3 甘蔗の質・状態」「4 甘蔗の計量」「5 甘蔗の量と引き渡し時期」「6 農場から工場への甘蔗の運搬」「7 甘蔗用貨車への積込み」「8 工場建設」「9 甘蔗の加工」「10 砂糖の配分」「11 栽培者用砂糖の保管」「12 砂糖の混合」「13 甘蔗および砂糖の量的計算」「14 栽培者用砂糖購入に対する選択権」「15 運搬施設用地」「16 製糖工場用鉄道」「17 運搬手当」「18 栽培者のその他契約事項」「19 栽培者の契約不履行」「20 対工場負債の補償としての先取権」「21 契約の記録」「22 契約期限」「23 契約破棄権」「24 製糖工場等による契約解除もしくは一時停止」「25 他の工場による代替」「26 調停」「27 相続人と譲受人」

同実例に関する限り、製糖契約とは、甘蔗が農場から工場に運搬され、工場で加工された後に倉庫に収容され、工場・栽培者間で規定された分糖率にしたがって両者の砂糖配分量が決定されるまでの一切に係わる、製糖工場と甘蔗栽培者との取り決めである。同契約にはそれぞれの条項の内容が記されており、それらを一つ一つ吟味してゆく

と、製糖契約の全体像が明らかとなる。しかしここではとくに、分糖法および工場・栽培者間の特徴的關係を考察する上で必須の条項のみを取り上げ、その内容を要約する(以下の番号は、原典各条項の番号に一致する)。

「1 栽培者の土地」

栽培者は、現在甘蔗栽培に全耕地、もしくはその一部を充てる土地の所有者、もしくは借地人であること。

「6 農場から工場への甘蔗の運搬」

栽培者は工場所有の鉄道・簡易鉄道もしくは用水路を、工場の指示にしたがって甘蔗運搬用に使用することができる。貨車は工場から栽培者に提供される。

「10 砂糖の配分」

生産された砂糖と糖蜜は、栽培者50%、工場50%の比率で分配される。ただし、製糖期間中のある週に栽培者が工場に引き渡した甘蔗1トン当たりから、含糖度96度の分蜜糖を2ピクルもしくはそれ以上生産することができた場合、その週に限り砂糖および糖蜜の分糖率は、栽培者55%、工場45%となる。

「15 運搬施設用地」

栽培者は工場の要求に応じて、農場内および農場間の鉄道・用水路その他施設敷設のために、1ヘクタール当たり300ペソで用地を売却することができる。その他必要があれば、栽培者は契約以外の条件で、工場に運搬施設用地を提供することができる。

「20 対工場負債の補償としての先取権」

工場は栽培者が工場に対し負債を負う場合、農場、栽培中の作物、栽培者所有の家畜を含む農場設備、並びに栽培者の砂糖取得分に対し先取権をもつ。両者間に特別の取り決めがない場合、工場

の栽培者に対する貸付利子は年率8%であるが、負債返済を怠った場合、利子は年率10%となる。

以上掲げた9条項から、製糖契約における工場・栽培者関係には、「協同経営者」的色彩が認められ、製糖地区の砂糖生産は、製糖工場と甘蔗栽培者との「協調」によって成立していたとみることができ。しかし、他方で分糖法は、製糖工場が原料を甘蔗栽培者から現金で買付ける方式と異なり、製糖工場の操業基盤が、分糖率の変化によって脅かされる可能性を秘めていた。なぜなら、分糖率——工場・栽培者間の砂糖の分配率——は、主として両者の力関係によって変更され得たからである。その具体例は、1930年代後半の不況期に求められる。1938年に大統領府諮問機関として設立された国家糖業審議会(National Sugar Board)^(注27)は、分糖率を甘蔗栽培者に有利にし、農工両部門の収益率を同一とすることを目的として、全国の製糖工場・甘蔗農場の分糖率・収益率に関する実態調査(1938~39年)を行なったからである^(注28)。

調査の結果、各製糖地区の分糖率・収益率は第8表のように示された。すなわち、分糖率はルソン島では栽培者50~55%、工場45~50%、ネグロス島では栽培者55~61%、工場40~45%であった。他方、収益率には各製糖地区で大きな格差があり、ルソン島では栽培者が7~15%、工場が3~51%、ネグロス島では栽培者9~22%、工場6~33%であった^(注29)。この調査を基礎として算出された「平等分糖率」——農工両部門の収益率を同一とする砂糖の分配率——は、ルソン島では栽培者49~67%、工場31~55%、ネグロス島では栽培者48~68%、工場31~53%であった。全般的傾向として、「平等分糖率」では現行の分糖率に比べて、甘蔗栽培者の取得率が製糖工場の場合より高く設定されたのである。

第8表 製糖地区別現行分糖率・収益率・平等分糖率（1936/37作物年度）（%）

製糖地区名*	現行分糖率		収 益 率		平等分糖率	
	栽培者	工場	栽培者	工場	栽培者	工場
ルソン島						
1. Arayat	53.07	46.93	9.86	10.18	53.25	45.75
5. Balanga	51.07	48.93	11.29	13.14	51.10	48.90
6. Bamban	50.00	50.00	10.20	9.81	49.80	50.20
11. Calamba	50.00	50.00	7.05	18.42	58.50	41.50
13. Calumpit	50.00	50.00	7.55	50.48	69.60	30.40
16. Del Carmen	50.00	50.00	7.13	41.45	65.77	34.23
17. Don Pedro	53.98	46.02	12.05	10.10	52.49	47.51
18. El Real	50.00	50.00	13.85	8.09	45.60	54.40
27. Mabalacat	55.00	35.00	10.78	8.44	61.80	38.20
29. Manaoag	55.00	45.00	8.23	2.59	50.75	49.25
34. Paniqui	50.00	50.00	12.62	21.30	55.40	44.60
35. Pasudeco	54.57	45.43	14.74	41.49	66.15	33.85
45. Tarlac	50.00	50.00	12.12	11.92	49.80	50.20
ネグロス島						
3. Bacolod-Murcia	59.44	40.56	12.43	14.26	60.80	39.20
4. Bais	58.10	41.90	18.05	6.31	47.90	52.10
7. Bearin	55.00	45.00	11.74	7.79	52.50	47.50
8. Binalbagan	60.00	40.00	14.55	25.73	65.75	34.25
15. Danao	55.00	45.00	13.71	8.78	50.80	49.20
19. Hawaiian-Philippine	55.00	45.00	11.75	40.13	68.70	31.30
20. Isabela	60.00	40.00	13.64	20.92	63.90	36.10
22. La Carlota	59.25	40.75	15.56	14.44	58.80	41.20
24. Lopez	56.62	43.38	13.77	19.44	59.80	40.20
26. Ma-ao	60.00	40.00	12.29	19.07	63.70	36.30
28. Manapla	55.00	45.00	11.17	30.30	65.90	34.10
33. Palma	60.80	39.20	15.23	12.40	58.80	41.20
38. San Carlos	58.24	41.76	21.53	31.36	63.35	36.65
39. San Isidro	57.09	42.91	14.57	17.81	57.78	42.22
44. Talisay-Silay	55.00	45.00	9.60	32.32	67.50	32.50
46. Victorias	55.00	45.00	10.65	21.08	62.10	37.90
パナイ島						
2. Asturias	55.00	45.00	11.09	12.99	56.15	43.85
21. Janiuy	55.00	45.00	12.71	26.44	61.55	37.45
36. Pilar	55.00	45.00	14.41	13.82	54.70	45.30
42. Santos-Lopez	55.00	45.00	10.36	11.99	56.20	43.80
43. Sara-Ajuy	55.00	45.00	9.24	(0.22)	44.64	55.36
セブ島						
9. Bogo-Medellin	55.00	45.00	16.72	8.98	49.75	50.25
41. Cebu	55.00	45.00	16.96	8.86	50.00	50.00
レイテ島						
32. Ormoc-Rosario	55.00	45.00	10.87	2.76	50.50	49.50

（出所）台湾銀行台北調査部『比島糖業調査報告（比島糖業審査会）』1944年 14～18ページより作成。

（注）* 数字は、製糖地区番号を示す。

1930年代末に国家糖業審議会はこのように「平等分糖率」を提案したが、それがコモンウェルス政府下において立法化されることはなく、わずかにPNB系製糖工場の所在するビナルバガン地区等で、分糖率が栽培者60%、工場40%とされるに

とどまった^(注30)。かくして分糖率改正の法制化は、戦後独立後に持ち越されたのである^(注31)。

もとより分糖率改正問題は、1930年代不況期における小規模農場の保護のために、フィリピン政府が解決を迫られた問題である^(注32)。しかし分糖

率改正によって実際に恩恵を受けるのは、第1節で考察した大規模農場の割当量合計の総量に占める割合の高さからみて、アシエンダを所有＝経営する地主＝農園経営者（アセンデーロ＝hacendero）であったのではなからうか。後述のように、主要砂糖生産諸州たるルソン島のマニラ周辺諸州と西ネグロス州では、アシエンダの所有＝経営形態に質的差異がみられ、一つのアシエンダが多数の貸付地や小作地に分割されたルソン島諸州では、地主が直接的には分糖率改正に対する利害関係を有していなかった場合もあろう。したがって、分糖率改正をめぐる農工両部門間の利潤分配抗争の意味づけは、甘蔗農場の所有＝経営形態の地域的格差を考慮した上で行なう必要が生じる。さしあたりここで一つの結論を引き出すために念頭に置くべき事実は、アシエンダの所有と経営が同一の主体によって担われた西ネグロス州（後述）の砂糖生産量が、1930年代末に全国合計の5割以上を占めたことである^(注33)。なぜならば、西ネグロス州1州のみで全国合計の5割以上の生産量を確保していたことは、同州の地主＝農園経営者が全国の甘蔗栽培者の利害の代弁者となり得た可能性を示唆するものだからである^(注34)。

以上のことから巨視的にみれば、分糖率改正問題は不況期における地主＝農園経営者と製糖業資本との、農工両部門間の利潤分配をめぐる抗争を伴っていたと判断されよう。それは、製糖業資本が甘蔗栽培部門を自己の支配下に置くことができず、不況期においてその存立基盤を脅かされるという事実を如実に示すものである。次節では、甘蔗栽培部門の基本的特徴を明らかにするため、アシエンダの所有＝経営形態を考察する。

（注1）1934年の割当制度施行開始当時、フィリピンには国立フィリピン大学農学部試験工場を含め47の

製糖工場があったが、そのうちの14工場が1919～21年に、17工場が1927～30年に設立された。筆者はこれをもって前者を第1の工場設立期、後者を第2の工場設立期と呼ぶ。Office of the President, *American-Philippine Trade Relations, Report to the Technical Committee to the President of the Philippines*, Washington, 1944, pp. 44-45.

（注2）PNB設立の背景とその役割については、Willis, H. P., "The Philippine National Bank," *Bankers Magazine*, Vol. 93, No. 6 (Dec. 1916), pp. 541-543; ditto, "The Philippine National Bank," *Journal of Political Economy*, Vol. 25, No. 5 (May 1917), pp. 409-441. また1920年代初頭の同行の経営難と再建問題については、Concepcion, V., "*La tragedia*" del Banco Nacional Filipino, Manila, 1927とStanley, P. W., *A Nation in the Making: The Philippines and the United States, 1899-1921*, Cambridge, Harvard University Press, 1974, pp. 237-248をみよ。

（注3）Quirino, C., *History of the Philippine Sugar Industry*, Manila, Kalayaan Publishing Co., Inc., 1974, pp. 55-57. 1920年代後半の資料によれば、フィリピンの対製糖工場投資総額1億6530万ペソのうち、フィリピン系資本投資額は8310万ペソ(50%)、対PNB系製糖工場投資額は4840万ペソ(29%)であった。*Handbook of the Philippine Sugar Industry, Crop of 1926-27*, Manila, Sugar News Press, 1926, Table II.

（注4）*Handbook of the Philippine Sugar Industry 1929*, Manila, Sugar News Press, 1929, pp. 70, 91, 135, 150, 165, 187.

（注5）詳しくは、Philippine Sugar Centrals Agency, *Report of the Central Manager*, Manila, 1922-26をみよ。

（注6）"Lizares Firms Have Had Prosperous Year," *Sugar News*, Vol. 18, No. 2 (Feb. 1937), p. 66.

（注7）"The Pasudeco Story," n. p., n. d. (unpublished). 1910年代から20年代初頭の同州の糖業発展については、Larkin, A., *The Pampangans: Colonial Society in a Philippine Province*, Berkeley, University of California Press, 1972, pp. 270-297をみよ。

(注8) モンティリャ家は、1937年に同工場の保有株式を売却する動きをみせていた。“Isabela Controlling Stock for Sale,” *Sugar News*, Vol. 18, No. 3 (Mar. 1937), pp. 103-104.

(注9) Eichner, *op. cit.*, pp. 71-92. 1920年代末にアメリカ精製糖会社は、同社の株式の50%を保有していた。Laidler, *op. cit.*, p. 217.

(注10) *Moody's Analyses of Investments Pt. II Public Utilities and Industries, 1918*, New York, Moody's Investors Service, 1918, p. 1917; “Calamba Sugar Estate: Model for the Tropical World,” *American Chamber of Commerce Journal*, Vol. 15, Nos. 3-4 (Mar./Apr. 1935), pp. 5-6, 17-18; Quirino, *op. cit.*, p. 51.

(注11) Larkin, *op. cit.*, pp. 284-286; Quirino, *op. cit.*, pp. 61-62.

(注12) Babst, A. P., *Victorias Milling Company, Inc.: Country-style Management that Works*, n. p., n. d., p. 23.

(注13) 同社は、1930年代にアメリカ最大の甜菜糖業者であった。Laidler, *op. cit.*, p. 217. なお、1922年当時、アメリカ精製糖会社は同社の株式の31%を保有していた。Eichner, *op. cit.*, p. 324.

(注14) 1930年代初頭の資料によれば、同2工場の資本国籍はアメリカとされている。“Philippine Centrals and Their Production,” *Sugar News*, Vol. 13, No. 2 (Feb. 1932), p. 128.

(注15) *First Report of the Hawaiian-Philippine Co. Fiscal Years ended September 30, 1921 and September 30, 1922*, n. p., n. d., pp. 14-15. なおハワイアン-フィリピン社専務取締役を務めたG・H・フェアチャイルド (George H. Fairchild) は、在比アメリカ系資本の代表的代弁者である。同氏は、1928年にフィリピン糖の無関税輸出を制限するティンバーレイク (Timberlake) 法案が上程された時、同法案に反対する目的で、*Facts and Statistics about the Philippine Sugar Industry*, (Manila, Sugar News Press, 1928) を編集した。

(注16) “Brief History of San Carlos Milling Co., Inc.,” San Carlos City, n. d. (unpublished), pp. 1-2.

(注17) U. S. House of Representatives, 61st Congress, 3d Session, *Administration of Philippine*

Lands, 1911, p. 5-12. 独占資本によるサン・ホセ農園の取得をめぐる、アメリカ議会で議論については、Grunder, G. A. and W. E. Livezey, *The Philippines and the United States*, Norman, University of Oklahoma Press, 1951, pp. 131-136; Lachica, E., “Sugar and Trusts,” *Solidarity*, Vol. 6, No. 5 (May 1971), pp. 32-41 等を見よ。

(注18) “Elizalde & Company Has Had Prosperous Year,” *Sugar News*, Vol. 22, No. 7 (July 1941), p. 237.

(注19) “Tabacalera History 1881-1961,” *Sugar News*, Vol. 37, No. 12 (Dec. 1961), pp. 676-680, 705.

(注20) “Zone of Activities of the Tarlac Sugar Central,” *Sugar News*, Vol. 10, No. 2 (Feb. 1929), pp. 67-69; “Hacienda Luicita, Tarlac,” *Sugar News*, Vol. 10, No. 2 (Feb. 1929), pp. 87-95.

(注21) “Sale of Calamba Ratified,” *Sugar News*, Vol. 22, No. 8 (Aug. 1941), p. 274. スプレッケルズ精製糖会社は、すでに1939年の時点でフィリピン糖の輸出業務から手を引いていた。“Spreckels Quits Philippine Sugar Field,” *Sugar News*, Vol. 20, No. 1 (Jan. 1939), p. 25.

(注22) たとえば、前述の製糖工場経営状況における、同エステートの払込資本に対する年間売上高比率を他5工場と比較してみよ。

(注23) 「分糖法」の定義については、根岸勉治『栽植企業方式論』叢文閣 1939年 198~200ページを参照。ただし、同時代のフィリピン糖業関係資料において、「分糖法」にそのまま置換されうる原語もしくは訳語は、見あたらない。たとえば、製糖工場の設立が開始される以前からフィリピンで糖業関係の調査を行った、H・S・ウォーカー (Herbert S. Walker) は、分糖法を指して、「製糖工場・甘蔗栽培者間の砂糖の……分配 (a...distribution of sugar between Central and Planters)」で、「各栽培者に対し、甘蔗の量に応じてそれ相当の砂糖の配分を与える」と説明している (Walker, H., “Milling Contracts,” *Sugar Central and Planters News*, Vol. 3, No. 9 (Sept. 1926), p. 665)。他方、後述のY・アンリー (Yves Henry) は、「製糖工場は、生産された砂糖の分配に基づいて (sur la base d'un partage du sucre produit)、甘蔗を加工する」と述べている (Henry, Y., *Conditions*

techniques et financières de la production du sucre aux philippines, Hanoi, 1928, p. 129)。本稿では、日本貿易研究所「比律賓の糖業」(『糖業より見たる広域経済の研究』粟田書店 1944年) 270~276ページに依拠して、フィリピンにおける工場・栽培者間の砂糖分配制度を「分糖法」なる用語で示す。

(注24) Jenks, *op. cit.*, pp. 32-33. ただし、同著で挙げられている事例は1880年代のもの。

(注25) *Facts and Statistics...*, pp. 51-53. 外務省亜米利加局第一課『比島糖業概観』1938年 23ページ等を参照。

(注26) 以下の製糖契約に関する記述は、Henry, *op. cit.*, pp. 131-145 (同英訳 “Technical and Financial Conditions of the Production of Sugar in the Philippines,” *Sugar News*, Vol. 10, No. 7 (July 1929), pp. 486-491) に基づく。

(注27) “Executive Order No. 157 by the President of the Philippines Creating the National Sugar Board,” *Sugar News*, Vol. 19, No. 9 (Sept. 1938), pp. 372-374.

(注28) 製糖工場調査は、各工場の会計帳簿に基づくものであったが、甘蔗農場調査はサンプル調査であった。同調査のサンプル数は全国で135にすぎず、甘蔗農場の収益率調査がどの程度全般的傾向を反映していたかについては、疑問の余地がある。台湾銀行台北調査部『比島糖業調査報告(比島糖業審査会)』1944年 11~13ページ。なお同報告書は「比島糖業審査会(National Sugar Board——本稿では国家糖業審議会と訳す)の、フィリピン大統領に対する調査報告の日本語訳である。この他、本稿第III節の重要な資料の一部となる報告書付録二巻(本稿では第1巻のみ使用)が同時に提出された。

(注29) 分糖率・収益率の地域的差異の背景について、ここで議論することはできない。ただし、一般にネグロス島の方がルソン島よりも分糖率が栽培者に対し有利に設定されていることは、次節で考察する両島におけるアシエンダの所有=経営形態の差異から生じたものと思われる。

(注30) “Central Increase Planters’ Share,” *Sugar News*, Vol. 21, No. 9 (Sept. 1940), p. 373; Friend, T., “The Philippine Sugar Industry and the Politics of Independence, 1929-1935,” *Journal of Asian Studies*, Vol. 22, No. 2 (Feb. 1963), p. 183.

(注31) 分糖率は戦後、1952年砂糖法(Sugar Act of 1952——共和国法第809号)により規定された。同法によると、製糖工場の砂糖生産が90万ピクルを超えない場合、分糖率は栽培者60%、工場40%とされた。ただし、生産量が90~120万ピクルの場合、分糖率は栽培者67.5%、工場32.5%、生産量が120万ピクルを超えた場合、分糖率は栽培者70%、工場30%とされたのである。Agravante, D. et al. and First Farmers Milling Co., Inc., *Joint Reply Brief for Defendants-Appellants Asociación de Agricultores de Talisay-Silay, Inc.*, Manila (1975), p. 43.

(注32) Friend, *op. cit.*, pp. 182-183, 192.

(注33) 第3表によれば、1938/39作物年度の西ネグロス州の砂糖生産量の全国合計の52.7%を占めた。

(注34) 各製糖地区には甘蔗栽培者組合があり、その組合長には、その地区の有力甘蔗栽培者が選出された。製糖工場が全国組合としてフィリピン糖業協会(Philippine Sugar Association)を組織したのに対し、甘蔗栽培者は、甘蔗栽培者組合連合(Confederación de Asociaciones y Plantadores de Caña Dulce)を組織し、ナショナル・レベルでの政治的発言力を有した。Friend, *op. cit.*, pp. 179-192 等を参照。

(一橋大学大学院)